

(宛先) みえ得トラベル地域応援クーポン事務局
(FAX: 059-253-1341)

(運営: 株式会社 JTB 三重支店)
※FAXのみの申請とさせていただきます。

申込み: 5月中旬からの開始を想定し5月7日(金)までを目途にしておりますが、随時申込みは、可能です。登録後に、スタートキットを送付します。

三重県内観光産業の回復支援策「みえ得トラベル地域応援クーポン取扱店」募集

三重県では、緊急警戒宣言解除後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、三重県民限定でみえ得トラベル地域応援クーポン(以下「クーポン」といいます。)を配布し、消費喚起することを検討しています。

「クーポン」は、三重県民限定の宿泊割引及び日帰り旅行割引事業に併せて、利用者に対し配布され、旅行開始日から事業の実施終了日まで利用可能なクーポン券です。

つきましては、事業の実施を前提にクーポン取扱店の参画事業者を募集しますので、以下の内容をご確認のうえ、是非ご参画いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、参画を希望される事業者には、後日事務局より登録申請方法(専用WEBサイト又はFAX)をご案内し、登録後にスタートキットを送付します。

※登録後は、クーポンの利用期間終了までの間、原則として、参画を取りやめることはできません。

※県内の感染症の状況により、開始時期が遅れる場合、又は事業を実施しない場合があります。

【事業期間】

令和3年5月中旬頃～5月31日(予定)(観光庁では、12月まで延長を決定:三重県では検討中)

【参画条件】

- ・三重県内に本社又は主たる事業所を有する土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、タクシー、レンタカー等の観光関連事業者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』に記載の感染防止対策を徹底していること。
- ・法令に則った営業許可を取得していること。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)の第2条に規定する営業を行っていないこと。
- ・「三重県暴力団排除条例」(平成22年三重県条例第48号)を遵守していること。
- ・三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ・その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

【問い合わせ先】みえ得トラベル地域応援クーポンコールセンター

電話: 0570-666-608 ※平日9:30～17:30(土日祝休)

参画いただける場合は、必要事項を記載のうえ、上記宛先までFAXで申請をお願いします。

※取扱店用キットの送付等に使用しますので、複数店舗の場合は、お手数ですが、店舗ごとに記入をお願いします。

法人名 (事業者名)		代表者名	
店舗住所		店舗名	
		担当者名	
店舗 電話番号		店舗 FAX番号	
メール アドレス			
業種区分	<input type="checkbox"/> 土産物店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> アクティビティ <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> その他()		

※上記に記載いただいた店舗名等は、特設ホームページ等にも掲載予定です。

【誓約事項】(チェックを入れてください。)

上記の参画条件を全て満たしていることを誓約します。

「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き～安全安心な観光の実現に向けて～」を確認し、その内容を遵守します。 <https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700057.htm>